



# 熊本県公報

第 1 2 5 9 8 号

平成 29 年 2 月 24 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (〃) 2
- 熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地の指定管理者の指定… (都市計画課) 3
- 水俣広域公園の指定管理者の指定…………… (〃) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 行政業務支援システム運用管理等業務に係る一般競争入札の参加資格等…………… (情報企画課) 5
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 5
- 公共測量の終了…………… (監理課) 5
- 公共測量の終了…………… (〃) 6
- 行政業務支援システム運用管理等業務に係る一般競争入札の実施…………… (情報企画課) 6
- 熊本県主要農作物奨励品種審査会の開催…………… (主要農作物奨励品種審査会) 9
- 平成 28 年度第 2 回阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催…………… (阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 10
- 熊本県立装飾古墳館協議会の開催…………… (装飾古墳館協議会) 10
- 平成 28 年度第 2 回くまもと文学・歴史館協議会の開催…………… (くまもと文学・歴史館協議会) 11
- 平成 28 年度第 2 回熊本県男女共同参画審議会の開催…………… (男女共同参画審議会) 11
- 口頭による開示請求をすることができる個人情報…………… (教育政策課) 11

## 告 示

### 熊本県告示第 1 3 4 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社かぐや姫	デイサービスセンターあんみつ姫	宇城市松橋町南豊崎 7 2 番地	平成 2 9 年 3 月 1 日	通所介護

### 熊本県告示第 1 3 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 1 2 年法律第 5 7 号)第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
神代左谷	上天草市姫戸町二間戸	別図 1 のとおり	土石流
井流川	上天草市姫戸町二間戸	別図 2 のとおり	土石流
第二高丸谷	上天草市姫戸町二間戸	別図 3 のとおり	土石流
井流谷	上天草市姫戸町二間戸	別図 4 のとおり	土石流
舟津川	上天草市姫戸町二間戸	別図 5 のとおり	土石流
岩下川 2	上天草市姫戸町二間戸	別図 6 のとおり	土石流
岩下川 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 7 のとおり	土石流
板平谷	上天草市姫戸町二間戸	別図 8 のとおり	土石流
陣内谷	上天草市姫戸町二間戸	別図 9 のとおり	土石流

(別図 1 から別図 9 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1 3 6 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
神代右谷	上天草市姫戸町二間戸	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
高丸谷	上天草市姫戸町二間戸	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
第二井流谷	上天草市姫戸町二間戸	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
西河内谷	上天草市姫戸町二間戸	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
塩屋谷	上天草市姫戸町二間戸	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
船津谷	上天草市姫戸町二間戸	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
神代江後川	上天草市姫戸町二間戸	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
縫通南	上天草市姫戸町二間戸	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり

縫通一 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
岩下一 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 10 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
上舟津 (2) - 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 11 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり
舟津 (2)	上天草市姫戸町二間戸	別図 12 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
舟津一 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 13 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり
井流一 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 14 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
高丸一 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 15 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
神代西一 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 16 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
神代一 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 17 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
神代南一 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 18 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり
二間戸東 (1)	上天草市姫戸町二間戸	別図 19 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 19 のとおり
二間戸東 (2)	上天草市姫戸町二間戸	別図 20 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 20 のとおり
二間戸東 (3)	上天草市姫戸町二間戸	別図 21 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 21 のとおり
山田 (1) - 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 22 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 22 のとおり
山田 (2)	上天草市姫戸町二間戸	別図 23 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 23 のとおり
下山田 (1) - 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 24 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 24 のとおり
下山田 (2) - 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 25 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 25 のとおり
上舟津 (1)	上天草市姫戸町二間戸	別図 26 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 26 のとおり
井流 (1) - 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 27 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 27 のとおり
井流 (2) - 1	上天草市姫戸町二間戸	別図 28 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 28 のとおり
下神代	上天草市姫戸町二間戸	別図 29 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 29 のとおり

(別図 1 から別図 29 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第 137 号

熊本県都市公園条例 (昭和 53 年熊本県条例第 9 号) 第 16 条第 1 項の規定により熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定

管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。  
平成29年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県テクノ中央 緑地及び本妙寺山 緑地	熊本市東区画図町大 字下無田1432番 地27	SFT共同企業体 代表者 有限会社三 共緑地建設 代表取 取締役 吉井栄朗	平成29年4月1日から 平成34年3月31日ま で

**熊本県告示第138号**

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定により水俣広域公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。  
平成29年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
水俣広域公園	葦北郡芦北町大字芦 北2593番地1	ハートリンク水俣 代表者 株式会社山 翠園 代表取締役 前田宜重	平成29年4月1日から 平成34年3月31日ま で

**熊本県告示第139号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成29年2月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成29年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦 線	水俣市桜ヶ丘 27番地先から 同所 36番1地先まで	前	7.1 ～ 26.5	174.3	防交 安 （交 通 安 全）
			後	11.3 ～ 44.4	174.3	

2 区域を変更する期日 平成29年2月24日

**熊本県告示第140号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。  
平成29年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
おおきな木 八代市本町三丁 目3号13番地	株式会社みかりんご 八代市本町三丁目3 号13番地 緒方 美香	平成29年3 月1日	4350200277	指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第 1 4 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
行政業務支援システム運用管理等業務
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、営業種目が「情報処理業務」（詳細業種が「情報システム全般の設計、開発、維持管理」に登録されている者に限る。）に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者が本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成 2 9 年 3 月 1 日（水）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 3 0 年 1 0 月 1 日から平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日（閉庁日を除く。）までに行う。

公 告

熊本県公告第 1 0 2 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 4 1 9 号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 5 号	窒素全量： 1 1 . 0 りん酸全量： 1 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡 1 1 5 9 番地 3	平成 3 2 年 2 月 1 4 日

熊本県公告第 1 0 3 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 2 項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同

法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
平成29年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成28年10月 1日から 平成28年12月20日まで	熊本県熊本市南区富合町（廻江、清藤、志々水）の一部

熊本県公告第104号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によりあさぎり町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
平成29年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基準点測量	平成27年9月 1日から 平成29年3月31日まで	あさぎり町（全域）

熊本県公告第105号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成29年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
行政業務支援システム運用管理等業務
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課地域情報化推進班
- (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
- (4) 業務委託の内容  
行政業務支援システム運用管理等業務要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間  
契約の締結の日の翌日から平成34年3月31日までとする。なお、平成29年4月1日から運用を開始する。
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者、イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額  
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。なお、落札決定に当たっては、入札金額の60分の30に相当する金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額と入札金額の60分の30に相当する金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とを合計した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の、平成29年4月1日から平成31年9月30日に係るものについては108分の100、平成31年10月1日以降に係るものについては110分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (10) 低入札価格調査に係る基準価格の設定  
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格

- を、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の入札に必要となる事項を、事後の事情聴取に協力すること。
- (1) 平成 18 年熊本市告示第 811 号（「委託」に「委託」を添付の上持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合、アの受付期間内に必着とする。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者であつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。を証明できること。
- (2) 熊本市告示第 811 号（「委託」に「委託」を添付の上持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合、アの受付期間内に必着とする。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者であつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。を証明できること。
- (3) 熊本市告示第 811 号（「委託」に「委託」を添付の上持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合、アの受付期間内に必着とする。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者であつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。を証明できること。
- (4) 熊本市告示第 811 号（「委託」に「委託」を添付の上持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合、アの受付期間内に必着とする。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者であつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。を証明できること。
- (5) 熊本市告示第 811 号（「委託」に「委託」を添付の上持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合、アの受付期間内に必着とする。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者であつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。を証明できること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (4) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 機能等証明書及び製品仕様書、カタログ等
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに添付する (1) イに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1) イに掲げる書類の目録を (1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は (3) の提出期間内 (必着) に郵送 (書留郵便に限る。) 又は持参により提出すること。なお、入札参加資格確認申請書は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を (3) の提出期間内 (必着) に郵送 (書留郵便に限る。) 又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
- 公告の日から平成 29 年 3 月 7 日 (火) 午後 5 時まで
- (4) 提出先
- 1 (3) に掲げる入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
- 電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
- 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 3 月 7 日 (火) 午後 5 時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
- 入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 3 月 10 日 (金) まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
- 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 3 月 9 日 (木) 午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

- イ 紙による入札の方法
  - (ア) 日時 平成 29 年 3 月 10 日 (金) 午前 10 時
  - (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県出納局管理調達課管理班 (県庁行政棟本館 2 階)
  - (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書 (代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状) を (ア) の日時に (イ) の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送による提出を行うときは、平成 29 年 3 月 9 日 (木) (必着) まで、1 (3) に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱入札書、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日は、別の中封筒の中に入札書を入札すること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、委託業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて (3) イ (ア) の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い (郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員) のもとに (3) イ (イ) の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けるときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号 (第 3 号を除く。) のいずれかに該当する入札  
イ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札  
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) 第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。なお、本入札は、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
- (9) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
  - (1) 契約書の作成の要否  
要
  - (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して 10 日 (熊本県の休日を含める条例 (平成元年熊本県条例第 10 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。) を経過した日
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して 5 日 (熊本県の休日を含める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。) を経過した日
  - (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 7 8 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 5 (3) に掲げる申出期限
- イ 提出場所 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

- ア 入札の業務内容全般 (仕様書、確認申請等) に関すること。  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課地域情報化推進班  
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 4 4  
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 8 2 1 1
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続 (紙入札移行承認等) に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1  
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 0 9 6 - 3 7 3 - 2 0 3 2  
ファックス番号 0 9 6 - 3 7 0 - 5 4 5 5

(2) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで (熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。)

8 S u m m a r y

- (1) Name and Content of Consignment  
Administrative Affairs Support System operation and management service
- (2) Date and Place for tender:  
Date: March 10 2017 10:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone : 096-333-2144
- (4) Other  
Language : Japanese  
Currency : Japanese Yen

**登載依頼**

**熊本県主要農作物奨励品種審査会公告第 1 号**

熊本県主要農作物奨励品種審査会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。  
平成 2 9 年 2 月 2 4 日

熊本県主要農作物奨励品種審査会会長

- 1 開催日時  
平成 2 9 年 3 月 2 2 日 (水)  
午後 1 時 3 0 分から 2 時 3 0 分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺公園 2 8 - 5 1 ホテル熊本テルサ 2 階ひばりの間
- 3 議題  
奨励品種に採用したい品種  
・水稻「くまさんの輝き」
- 4 傍聴者の定員  
1 0 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、審査会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県主要農作物奨励品種審査会事務局（熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課）  
 （電話096-383-1111 内線 5382）

**阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号**

平成28年度第2回阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成29年2月24日

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成29年3月2日（木）午後6時から午後8時まで
- 2 開催場所  
阿蘇市内牧1204  
熊本県阿蘇保健所 2階 会議室
- 3 議題  
 (1) 平成29年度病院群輪番制病院運営事業について  
 (2) 救急搬送の状況について  
 (3) 地域災害医療体制について  
 (4) 健康危機管理について  
 (5) その他
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
 (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
阿蘇市内牧1204  
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
 （熊本県阿蘇保健所総務福祉課）  
 （電話0967-32-0535）

**熊本県立装飾古墳館協議会公告第1号**

熊本県立装飾古墳館協議会の会議を次のとおり開催する。

平成29年2月24日

熊本県立装飾古墳館協議会  
会長 矢加部 和幸

- 1 開催日時  
平成29年3月6日（月）  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地  
熊本県立装飾古墳館 集団学習室
- 3 議題  
 (1) 平成28年度事業実績について（装飾古墳館・鞠智城温故創生館）  
 (2) 平成29年度事業計画について（同上）  
 (3) 質疑・意見交換
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
 (2) 傍聴の手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地  
熊本県立装飾古墳館

(電話0968-36-2151)

**くまもと文学・歴史館協議会公告第1号**

平成28年度第2回くまもと文学・歴史館協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成29年2月24日

くまもと文学・歴史館協議会

- 1 開催日時  
第2回平成29年3月2日(木)  
午後1時30分から2時間程度
- 2 開催場所  
熊本市中心区出水2丁目5番1号  
熊本県立図書館
- 3 議題  
(1)平成28年度事業報告  
(2)平成29年度事業計画案について  
(3)その他
- 4 傍聴人の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1)傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の座長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。  
(2)傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中心区出水2丁目5番1号  
熊本県立図書館学芸調査課  
(電話 096-384-5000)

**熊本県男女共同参画審議会公告第44号**

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成29年2月24日

熊本県環境生活部長

- 1 開催日時  
平成29年3月6日(月)  
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中心区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 報告  
(1)熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅣについて  
(2)第4次熊本県男女共同参画計画に基づく年次報告書について  
(3)平成28年度事業報告及び次年度事業について  
(4)その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1)傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従って会場に入ることができます。  
(2)傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中心区水前寺六丁目18番1号  
熊本県男女共同参画審議会事務局  
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)  
(電話 096-333-2287)

**熊本県教育委員会告示第1号**

平成23年2月8日熊本県教育委員会告示第1号(口頭による開示請求をすることができる個人情報)の一部を次のように改正し、平成29年2月24日から施行する。

平成29年2月24日

熊本県教育長 宮尾千加子

表熊本県職員選考考査の項の次に次のように加える。

熊本県臨時職員採用	総合得点及び順位	合格発表の日か	採用試験を実施
-----------	----------	---------	---------

試験		ら1月	した本庁各課及び各地方機関
----	--	-----	---------------

表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県教育政策課総務班業務）の項中「総合得点」を「得点」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（行政文書管理等業務員）の項中「1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位」を「得点及び順位」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県教育情報システム補助業務非常勤職員）の項中「1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位」を「総合得点」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県立教育センター管理業務）の項中「面接試験の」を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県育英資金関係非常勤職員）の項中「1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位」を「得点及び順位」に改め、同項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（天草地域共同寄宿舍管理業務職員）	得点及び順位	合格発表の日から1月	高校教育課
熊本県非常勤職員採用試験（熊本県スクールカウンセラー）	得点及び順位	合格発表の日から1月	義務教育課
熊本県非常勤職員採用試験（熊本県スクールソーシャルワーカー）	得点及び順位	合格発表の日から1月	義務教育課

表熊本県非常勤職員採用試験（小中学校旅費等関係業務）の項中「1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位」を「得点及び順位」に改め、同項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（教員免許関係業務）	得点及び順位	合格発表の日から1月	学校人事課
------------------------	--------	------------	-------

表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県地域改善対策奨学資金返還関係業務）の項中「1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては」を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験（美術館観覧料徴収等業務）の項中「1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位」を「得点及び順位」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（装飾古墳館管理補助）の項中「1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位」を「総合得点及び順位」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（温故創生館管理補助）の項及び熊本県非常勤職員採用試験（独立行政法人日本スポーツ振興センター関連業務補助職員）の項中「1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位」を「得点及び順位」に改め、同項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（生涯学習スポーツ指導員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	体育保健課
---------------------------	------------	------------	-------

表熊本県非常勤職員採用試験（公立学校施設整備関係業務補助職員）の項中「1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位」を「得点及び順位」に改め、同項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（熊本県施設関係監督員）	得点及び順位	合格発表の日から1月	施設課
--------------------------	--------	------------	-----